

県民交流広場の 立ち上げから運営まで

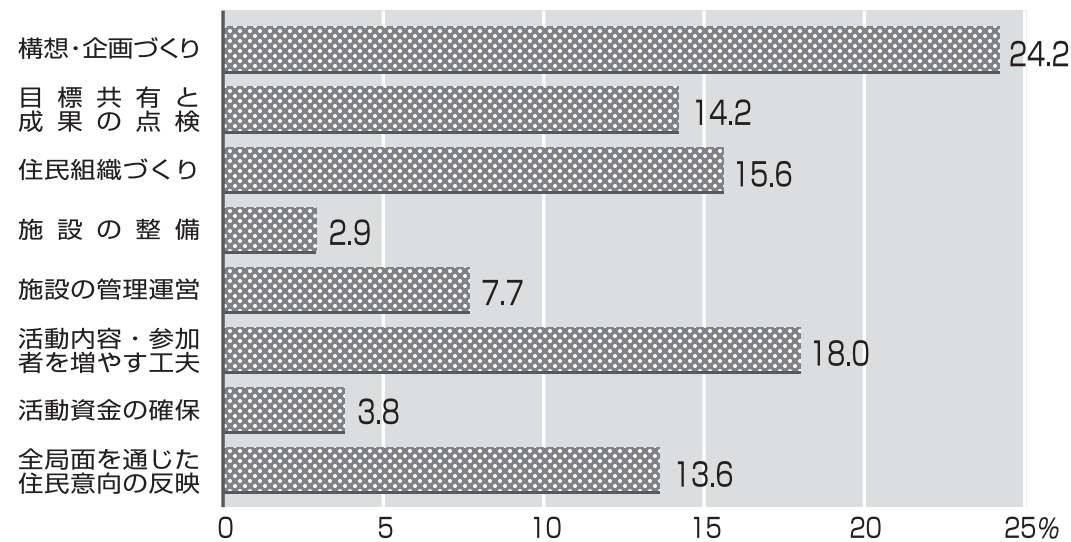
県民交流広場事業=コミュニティづくりに必要な一連の取り組み

県民交流広場事業の中心をなすのは、場づくりとそこを生かした活動の離陸に対する助成ですが、県民交流広場を呼び水としてコミュニティづくりの動きがしっかりと根を下ろすよう、助成の前後にそのためのプロセスを組み込んでいます。

基本となるプランづくり、住民による運営主体づくりなどがそれです。このように、県民交流広場事業は、コミュニティ再生に必要な連続する取り組みでもあり、地域において、それをスタートしたり、加速したりする役割を県民交流広場が果たすことを期待しています。

平成17年に実施した「県民モニターアンケート調査」において、「県民交流広場において最も重要な取り組みは何か？」という問いかけを行ったところ、施設の整備、資金確保といった物的な問題以上に、構想・企画づくり、活動内容や参加者を増やす工夫などを指摘する回答が多く、地域ぐるみの取り組みにするためのソフト面での工夫が極めて大切であることが浮き彫りになりました。

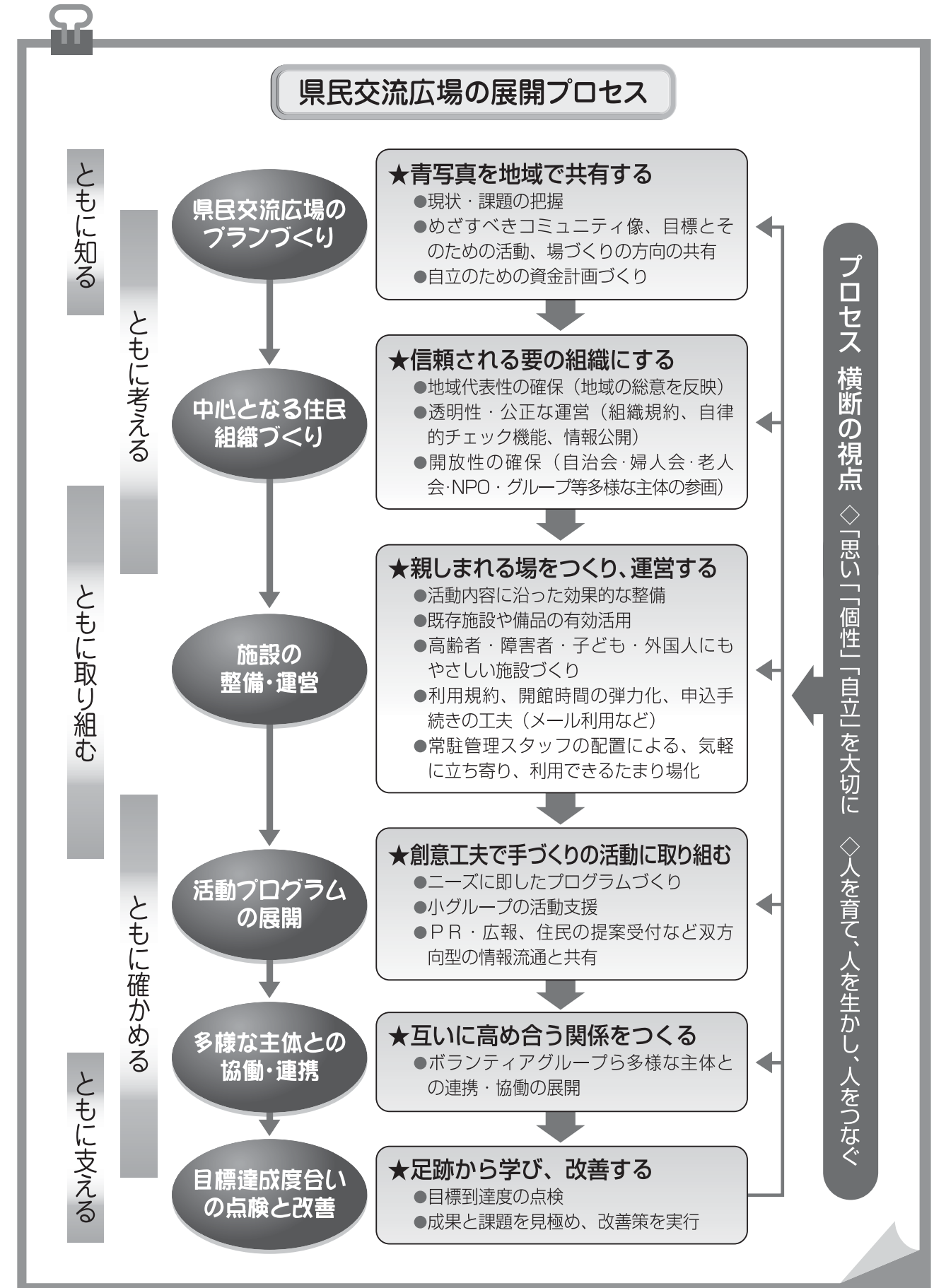
県民交流広場において最も重要な地域の取り組みは何か？
～県民モニターアンケート調査(平成17年9月実施)～



県民交流広場の展開プロセス

県民交流広場の展開の過程を整理すると、次の図のようになります。この一連の過程は、「ともに知る」「ともに考える」「ともに取り組む」「ともに確かめる」「ともに支える」という参画と協働の5要素に対応しています。

プランづくり、運営主体づくり、施設の整備・運営といった広場のプロセスは、相互に関連し合っており、バランスの取れた取り組みが必要です。また、一度やって終わりというものでもありません。常に行動を点検し、プランを更新したり、運営主体のあり方を改めたりとプロセスを持続的に反復することが大切です。





▲モデル地域の貴重な工夫や示唆を広場の導入・展開に生かそう!

平成16年度、17年度において、計36地域を採択し、実施したモデル事業では、今後、県民交流広場事業を活用する地域が留意したり、学んだりすべき様々な実践上の工夫や示唆をもたらしてくれました。

それらを、県民交流広場の展開プロセスに沿って整理しました。県民交流広場の活用にあたって、モデル地域の実践経験を土台に、さらに地域の実情に応じた創意工夫でその地域にしかない個性をもった広場を生み出し、持続的なコミュニティづくりへとつないでいきましょう。

青写真を地域で共有する

① 県民交流広場のプランづくり

県民交流広場を活用したコミュニティづくりは、地域に暮らす人たちがいかなるコミュニティにしていくのか、そのために県民交流広場をどう生かすのかを主体的に決め、自主的にその実現をめざして行動することから始まります。

そのためには、できるだけ多くの住民が参加するようにしながら、地域の現状をしっかりと見つめつつ、こんな地域にしたい、そのためにこんな活動を、こんな施設をといた「思い」を共有していくことが必要です。その思いを県民交流広場の「事業プラン」としてまとめることが最初のステップになります。



＝モデル地域からはこんな意見や実例が!

現状への認識や方向性の共有

- ◆「こんなコミュニティをつくらうという大きな目標、そのためにこんな活動をする、さらにそのためにこんな場があるということを初めに地域で共有すると、その後の取り組みがスムーズになる」
- ◆「多くの人がかかわり、思いを共有していくためにはワークショップで、ワイワイ意見を出しあうのが一番よい。やるぞという気運づくりにもなる」
- ◆「住民の問題意識やニーズがわからなかったので、まずその把握から取り組んだ。会合で発言しがらない人、忙しい人もいるため、アンケートも行ったところ、きめ細かく意見や提案を把握できた」
- ◆「事業プランづくりのために、何十回と検討する場をもった。しんどかったが、おかげで皆が納得する方向性を見いだせた」
- ◆「日常的に集まって気軽に話をしたり、相談窓口みたいなことをすれば、地域の課題やニーズ、解決のためのアイデアを見つけやすい」
- ◆「思いの共有は節目ごとにやるのが大切。県民交流広場の活用を機に、住民の意見を聞く場を持ち、みんなで考え、行動するよう工夫している」

自立のための資金確保

- ◆「行政からの資金にいつまでも依存することはできないので、広場事業を機にボランティアから脱却し、地域で『起業』して収入をあげる発想が必要」
- ◆「集会所の利用料、講演会・講座の有料化など利用者に応分の負担をしてもらうことで、コミュニティの運営には負担も必要という意識付けにつながる」
- ◆「バザーやイベントの収益を活動費に充てたり、必要な物品は住民の持ち寄り調達したり、とにかく独立採算に知恵を絞っている」

★このプロセスの具体的内容

- 自らの地域の大切にすべきよさや強み、解決すべき課題や弱みを自分たちの視点で見つめ直す。【現状把握】
- 強みを伸ばしたり、課題を解決したりしながら、将来どのようなコミュニティにしていくのか、さらに具体的目標を考える。【大きな針路と目標設定】
- めざすべきコミュニティ像を実現するために、何をするのか(活動内容)、どんな基盤があるのか(施設整備や器材)、どのくらいの資金があるのか(経費見積もり)、これらを具体化する上での課題、その解決の手立てなどを具体的にする。【行動計画】
- 併せて、初期経費だけでなく、継続的に必要な運営資金確保の方策や県民交流広場の運営主体である地域推進委員会についても、どのような団体、人が参画するのかを考える。【資金と組織】
- 以上のような第一歩を、できるだけ多くの住民や団体がかかわるように工夫しながら踏み出し、住民一人ひとりの意欲喚起や参加意識を高め、地域全体の取り組みにしていく。【地域ぐるみ】
- 地域で共有されたコミュニティ像、活動内容、場づくりの内容、資金計画などを、県民交流広場の事業プランとしてまとめる。【プラン化】

★モデル地域の実践ヒント

☆住民参加が鍵

モデル地域の地域推進委員会は、事業プランについて、コミュニティの課題に即した現実的な内容とおおむね評価しています。しかし、モデル地域の住民の皆さんからは、地域全体の合意づくりが不十分との意見が少なからず示されました。スタート地点で地域の中に青写真が共有されると、その後の展開はよりスムーズになり、得られる成果も格段に向上します。

意見を集約・共有するためにワークショップが効果的

思いを共有していく手法は種々ありますが、議論しやすいように少人数にグループ化して意見を述べ合う「ワークショップ」が効果的です。17年度に広場事業の検証でワークショップを開いたところ、モデル地域から「ワークショップは、事後もさることながら、プランづくりの段階でやるべき」という指摘が多くありました。





★モデル地域の実践ヒント

＊アンケートや先進事例の活用も＊

モデル地域の中には、事業プランづくりのために、何十回と集まりを開いたり、会合に出席できない人たちのことを考えてアンケートをやったりと工夫し、うまく住民の関心や、やる気を高めたケースがありました。

また、近隣地域の取り組みを範とする、先進地域を視察する、アドバイザーや専門家を招く、といった事例もありました。



☆現状把握と目標の共有

地域の中で生かすべき資源（歴史、文化、行事、自然、街並み、居住環境、特産品、特徴ある活動、住民の心意気…）は何か、地域の課題は何か（世代交代が遅れている、担い手が少ない、にぎわいが無い、新旧住民の交流がない…）を洗い出しながら、これからのコミュニティ像と目標を考えてみましょう。

モデル地域では、コミュニティ像や目標を設定していない地域もありましたが、そうした地域も「必要性を感じている」としています。コミュニティの将来を考え、わかりやすく目標化し、進路がぶれないようにすることが大切です。

＊めざす姿や目標の例＊

- ◇これからのコミュニティ像：世代を超えて文化を育む地域をつくる
- ◇目標：●無形民俗文化財である踊りを、世代を超えた交流の中で伝承し、住民の5割以上が習得することをめざす（現在は1割程度）
- 高齢者による子どもへの本の読み聞かせ、世代交流輪読会など、生涯学習コミュニティづくりに取り組む

☆運営資金の確保方策

モデル地域では、住民負担のルールが確立していて財政面の基盤がしっかりしている地域と、逆に弱い地域がありますが、双方を通じ、危機感を持っている地域では、様々な工夫がなされようとしています。

いずれにせよ、県民交流広場事業は、地域を変えていこうとする地域自らの主体性と行動を前提として、施設整備や活動の立ち上げといった初期経費の一部などを応援するに過ぎません。この助成金をうまく呼び水として、会費、参加料、収益事業、外部資金の確保など、地域で運営資金をどう確保していくか考えることが元気なコミュニティづくりのために必要です。

＊モデル地域では…＊

- ◇コミュニティ・ビジネスとして特産品の開発・製造・販売を行っている
- ◇行政の補助に頼らない自立した運営のため、将来的に県民交流広場の運営組織を住民が出資する会社組織とすることを検討する
- ◇市の指定管理者として県民交流広場を含む公民館の運営を行っており、利用料、使用料を住民に負担してもらって独立採算でやっけいこうとしている
- ◇地域通貨を導入し、住民参画と資金確保の2課題を解決することをめざす

② 中心となる住民組織づくり

信頼される要の組織にする

県民交流広場の助成金の受け取り手であり、広場の運営主体となる住民組織を、広場事業では「地域推進委員会」と呼んでいます。

地域推進委員会については、住民から信頼され、委員会が求心力の役割を果たしてコミュニティの力を結集していけるよう、自治会、婦人会、老人クラブ、PTA、さらに特定のテーマで活動を行っているNPO、ボランティアグループなど多様な団体や個人が参画し、地域を代表して開かれた運営が行われることが大切です。



＝モデル地域からはこんな意見や実例が！

- ◆「既存のまちづくり協議会を活用したが、県民交流広場の趣旨を浸透するのが難しかった」
- ◆「県民交流広場では、地域推進委員会のコミュニティ内での位置付けなど、住民組織のあり方がとても大事になる」
- ◆「小学校のPTAで熱心に活動している人や、地域で自主的に活動している人に呼びかけて、委員会への参加者を広げた」
- ◆「地縁団体を主体に委員会をつくったが、今後、NPOや様々なグループに参加を呼びかけ、構成員を充実していきたい」
- ◆「現在は任意団体であるが、今後、NPO法人化を進めていきたい」

★このプロセスの具体的内容

＊地域推進委員会の結成＊

- 事業プランの具体化と並行し、県民局へ事業を申請して助成金を受け取り、プランの実行を担う地域推進委員会を結成します。
- この委員会は、コミュニティの活性化を図る広場事業の趣旨や地域における課題の多様性をふまえ、自治会だけでなく、婦人会、老人クラブ、PTA、さらにテーマ型の活動を行っているNPO、サークル、ボランティアグループ、意欲を持つ住民など、様々な主体の参画を得ることが大切になります。
- このように、様々な団体が参画し、コミュニティの活性化に取り組む組織が既にある場合、新しく立ち上げる必要はありません。例えば、まちづくり協議会やコミュニティ協議会などです。

＊委員会に必要な3つの要素＊

- 地域推進委員会は、県民交流広場を実施する地域の住民の総意を反映していることが必要です。ここで「総意の反映」とは、委員会の役割や位置付けを住民が理解し、委員会の行為を



★このプロセスの具体的内容

- 「自分たちの行為」として認めていることを言います。【**地域代表性の確保**】
- 住民から信頼される組織となるため、委員会としての意思決定や運営ルール（規約づくり）、代表・副代表及び監査役らの役員の設置（責任ある運営と自律的なチェック）、運営実績や資金使途に関する情報の開示（情報公開）が必要です。【**透明・公正な運営**】
 - 地域推進委員会には、住民、団体、グループが柔軟に参画できるよう、常に門戸を開いておくことが求められます。【**開放性**】

＊将来的な法人化＊

- 組織としての信頼性や基盤を高めるために、法人化することも目標にしていきましょう。

★モデル地域の実践ヒント

① 地域推進委員会の構成

地域推進委員会については、地域ぐるみを実現するために自治会、婦人会、老人クラブなどの地縁団体を基盤にしつつも、その地域がめざそうとする方向に沿って構成員を考える必要があります。例えば、高齢者の福祉に力を入れるのでその種の活動を行っているボランティアグループやNPOに参画してもらうといった具合です。



＊モデル地域では次の3つのタイプ＊

- A) 地域団体連合型：自治会＋老人会、婦人会、PTA、防犯団体などの様々な地域団体が参画。このタイプが最も多くなっています。
- B) 地域団体＋NPO連合型：自治会ははじめ様々な地域団体のほか、福祉活動などテーマ型の活動を行っているNPOやグループが参画。
- C) 自治会単独型：自治会のみ。

一般的には、地域の力を糾合する上でAまたはBのタイプが望ましいと考えられ、モデル地域でもほとんどがこのいずれかになっています。さらに、発足時に、AのタイプであればNPOなどに、Cのタイプであれば他の地域団体やNPOなどに呼びかけ、徐々に参画団体を広げることが検討されています。

② 既存団体の活用、新設いずれかで対応

既に地域に、県民交流広場の運営主体として必要な要素を満たす組織がある場合は、その組織を地域推進委員会とすることもできます。モデル地域では、このような既存組織の活用の場合、さらに新設の場合それぞれで、次のような課題がありました。

＊既存組織の活用の場合＊

既存のまちづくり協議会、コミュニティ協議会などを地域推進委員会としたモデル地域では、県民交流広場の趣旨を周知したり、広場への取り組みの気運を盛り上げたりするのに苦労したという指摘がありました。特に都市部の大規模なコミュニティでは、組織も大きく、

★モデル地域の実践ヒント

そうした傾向が強いようです。

ある特定の目的をもって組織をつくる場合と比べ、既存組織の場合はエンジンが点火するのに時間がかかりがちです。かといって、既に適切な組織があるのに、屋上屋を重ねるような組織をつくることがよいとは言えません。

このため、既存のまちづくり協議会などを活用した地域では、全世帯にチラシを配布して広場事業の趣旨をPRするなどの工夫を行っています。

また、既存組織の場合には、県民交流広場の活用を機に、構成団体などを増やし、組織を拡充した地域もあります。

＊新たに立ち上げる場合＊

地域推進委員会となるべき既存の組織がない場合は、新たに立ち上げることになります。ただ、多くの団体が参加する組織づくりには時間がかかるケースもあります。モデル地域では、そうした場合、当面、核になる自治会などだけで出発し、徐々に多様な団体の参画を広げていくという手法が取られたりしています。

③ 委員会の運営のポイント

地域推進委員会を住民から信頼される組織にしていくためには、地域の実情や慣行をふまえて、様々な工夫が必要となります。モデル地域の実践上の示唆は次のとおりとなります。

＊地域代表性の確保＊

地域推進委員会が地域代表性を確保するには、住民の大多数が参加している自治会や町内会の参加が鍵になると考えられ、36のモデル地域すべてで、自治会が委員会の構成員になり、大きな役割を果たしています。

県民交流広場は、地域コミュニティの再生をめざす事業であり、地域を単位として事業の採択を行います。一度この事業を活用した地域は、予算の制約もあって二度目の採択はしないこととなっています。このため、地域推進委員会が、文字通り地域を代表して県民交流広場の申請を行い、助成金を管理し、支出していくことが不可欠となります。

＊透明・公正な運営＊

委員会の透明、公正、民主的な運営は欠くことができない重要な要素です。せっかくコミュニティづくりへの気運が生まれても、要の組織への住民の信頼が一度失われると、取り戻すことは容易ではありません。

このため、まず、すべてのモデル地域で規約が定められています。

さらに、代表、副代表、監査役のほか、必要に応じて部会を設置するなど、責任ある体制、自律的なチェック機能を備えることも必要です。モデル地域では、市町の協力を得て、市町職員が社外取締役のようなかたちで委員会の監事になっているケースもあります。特に資金の管理・支出などは、県の助成金の取り決めや規約に定める手続きなどをふまえ、適正に行うことが求められます。

そして、委員会の運営実績や予算・決算などもしっかりと住民に開示し、透明性を確保することが大切です。

★モデル地域の実践ヒント

＊開放性の確保＊

地域推進委員会の運営に参画したいという団体やグループがあれば、その意欲をコミュニティづくりに生かすために受け入れるなど、誰もが参画できる開放的な運営が望まれます。

4 継続的な運営体制

地域推進委員会の役員は、ボランティアであり、熱心にやればやるほどに負担は過大になります。引き継ぐ人もいなくなるということになりかねません。こうした声はモデル地域から多く聞かれました。

あるモデル地域では、新しい役員が決まった時点で、次の役員候補者を勧誘して中堅リーダーとして迎え、代表や副代表に過度の負担がかからないようにしているケースがありました。これは人づくりにもつながります。地域の状況に応じて、委員会を継続できる体制というものを考えてみることも必要です。

5 運営基盤強化のため法人化

地域推進委員会は、活動の実績を積み重ねつつ、将来的には法人格を取得し、資金管理など運営機能を高めていくことが望ましいと考えられます。

その場合、地方自治法による認可地縁団体、特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の2通りが考えられます。地域推進委員会は、地縁団体の地域性とNPO法人の目的性を併せもった組織であり、これら2法がそれぞれ想定している法人の枠に収まらない部分がありますが、それぞれの法の定める要件を満たすことは可能と考えられます。

実際、モデル地域の中には、地縁を基盤としたNPO法人があるほか、株式会社化による持続可能な運営を模索している地域もあります。

＊特定非営利活動促進法に基づくNPO法人とは＊

NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき、知事により認証された法人を言います。営利を目的としない、10人以上の構成員がいる、まちづくり活動など法の定める活動を行うなどの要件を満たす必要があります。

認証を受けると、法人として、権利・義務の主体となることができ、不動産の登記、預貯金などを法人名義で行え、社会的に信用が増します。収益事業を行わない場合、法人税は課税されません。毎年、事業報告書や収支計算書の公開が必要となります。

＊地方自治法に基づく認可地縁団体とは＊

自治会、町内会などは、地方自治法上「地縁による団体」と呼ばれ、市町長の認可を受けて法人格を取得し、団体名義で土地、建物の所有権、地上権などを登記することができます。従来、地域で所有するコミュニティ施設などを自治会長の名義で登記せざるを得ないなどの不都合があったため、設けられた制度です。

認可を受けるには、その区域内の誰でも構成員になれる、規約を定めているなど、一定の要件が必要です。収益事業を行わない場合は法人税などの課税はありません。

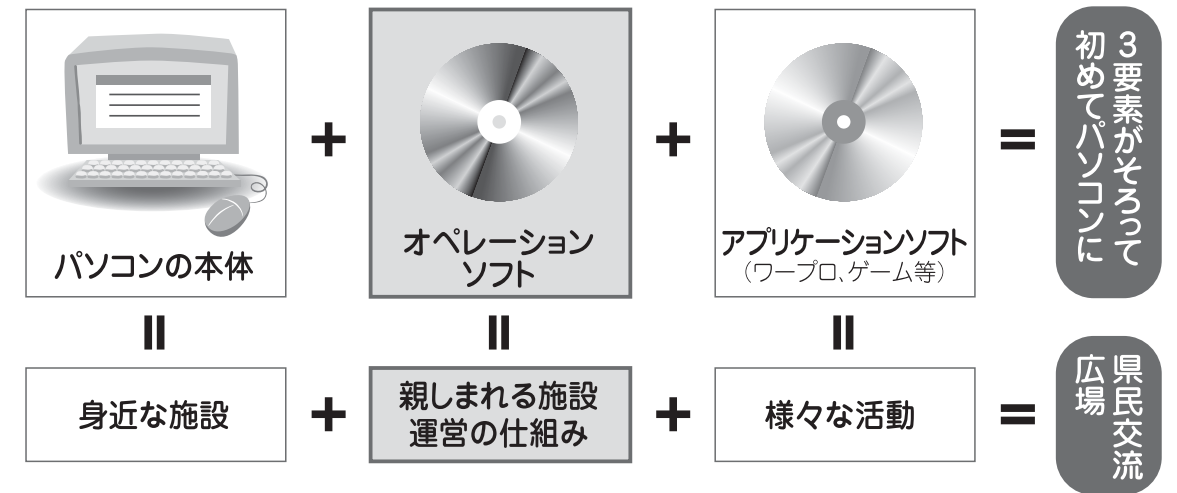
3 施設の整備・運営

親しまれる場をつくり、運営する

コミュニティにおける身近な施設は、様々な活動、交流、情報の流通を支える重要なものです。そのため、どのような活動をするのかということをもとに基本に据えて、施設の規模、具体の工事内容、備え付ける備品・器材などを地域ぐるみで考えることが必要です。また、すべての地域に共通して、既存の施設・物品の有効活用、高齢者や子どもをはじめ、誰もが利用しやすい施設づくりなど、コミュニティの拠点にふさわしい効率性や配慮も必要です。

ただし、ハード（施設）はいくら立派になっても、そこに基本となるオペレーションソフト（施設運営上の様々な工夫）を組み込まなければ、魅力のない単なる箱になってしまいます。整備された施設が求心力となって、みんなが気軽に集い、語り、活動できるよう運営していくことは、それ自体がきわめて大切な活動の一つでもあります。

パソコンに例えると…



モデル地域からはこんな意見や実例が!

＊広場の整備＊

- ◆「施設の整備内容を考える前に、どんな活動をするのかということをもみんなでイメージすると、必要な施設は自ずと決まってくる」
- ◆「高齢者、障害者をはじめ、誰もが使える施設づくりが大事」
- ◆「施設をどうするかだけでなく、どんな備品や器具を買うかも含めて、地域で徹底的に意見を出し合い、議論し合ったことが、その後の展開につながっていった」



身近な居場所づくり

- ◆「誰もが気軽に立ち寄れるようにするため、開館時間、利用申し込み、鍵の貸し出しを含め、柔軟な運営が大事」
- ◆「ボランティアの常駐スタッフのおかげで、利便性が大いに高まった」
- ◆「中心メンバーで当番を決め、可能な範囲で広場に常駐することで、よい意味でのたまり場になりつつある」

★このプロセスの具体的内容

整備内容と資金確保の調整・決定

- 活動テーマに沿って必要な施設をイメージしつつ、新築するのか、既存の施設を改修したり、増築したりするのか、さらに整備や備品の内容を決める必要があります。
- 併せて、広場助成金以外に地域で負担したり、他の助成を活用したりするのかなどを地域で十分に考えることが必要です。
- 県民交流広場は、コミュニティの拠点にふさわしい施設であれば、施設や用地の所有は地域、市町、個人、企業などいずれでもよく、制約はありません。ただし、長期で活用できるものであることが必要です。
- 県民交流広場事業は、整備された施設を基盤に活動を行っていくことを支援する事業であり、その意味で施設の整備は、事業として採択された年度、それが難しい場合は、遅くとも次の年度中に主たる工事を終え、制約なく活動が行われるようにすることが原則となります。
- 既存施設の活用または新築をはじめ、整備内容や備品などが固まったら、業者を決めることとなりますが、複数業者から見積もりを取って安価なところに発注するなど、効率的な資金の活用が求められます。施設については、設計業務の発注が必要な場合もあります。
- 市町の施設を活用する場合は、事前に整備内容について市町との調整が必要です（許可が必要な場合もあります）。また、工事発注は、地域ではなく、寄付金、負担金などの形で市町に資金を支払い、市町が行うこともありますので、その点も打ち合わせが必要です。

広場の運営

- いつでも誰でも気軽に立ち寄れる、身近な居場所に県民交流広場がなるよう、地域の実情や住民のニーズに応じて運営上の工夫が求められます。
- 具体的には、広場の開館時間、利用規約づくり（利用上のルール）、利便性の高い利用受付や鍵の貸し出し、使用料の支払い・受取りの方法、設備・備品の適切な管理、施設の清掃・維持管理などで、親しまれる場となるような仕組みを考える必要があります。
- 広場に常に「誰がいる」状態を作り出すことも大切です。常駐のスタッフがいると、たまり場としての機能や利便性が大きく高まります。

★モデル地域の実践ヒント

1 既存の資源を活用した整備

施設は新しい方がよいかもしれませんが、一方で助成金には限りがあり、新築するとなると地域の負担などが必要になる場合が多くなります。実際、地域で積み立ててきた資金などを上乗せして、施設を新築した地域もありますが、その事情として、老朽化して建て直しせざるを得ない、既存の施設がないといった場合がほとんどです。

モデル地域では、既に施設がある場合は、その全部または一部を改修または増築して県民交流広場としているケースが多く、さらに、新築・改修などにかかわらず、設備や備品は、いまあるものを活用したり、ほとんどのものを住民の持ち寄りでそろえたり、企業の地域貢献活動と連携したりと様々な工夫が行われています。

2 多彩な施設の活用

県民交流広場に活用された施設としては、集会所、公民館、コミュニティセンターといったコミュニティ施設がほとんどですが、小学校の余裕教室、廃校舎、店舗の空きスペース、空き民家の活用例もあります。



3 賃貸の場合の長期利用の確保

広場事業では、施設の種類や所有者などに制約はありませんが、施設や用地を借りる場合には、長期間、広場として使えることが必要になります。モデル地域では、10年以上など長期の賃貸借契約が結ばれています。

4 市町施設の活用における留意点

モデル地域では、市町が有する施設の活用例がみられます。多くの場合、その施設は、市町の条例に基づいて設置・管理されている「公の施設」であるケースが多くなっています。モデル地域では、地域が市町の許可を受けて工事を発注する、寄付金や負担金として地域から市町に資金を納め、市町が発注するといった対応がなされており、いずれにせよ、各市町の取り扱い規定にのっとった手法が必要となりますので、事前に市町と十分な相談・調整が必要です。

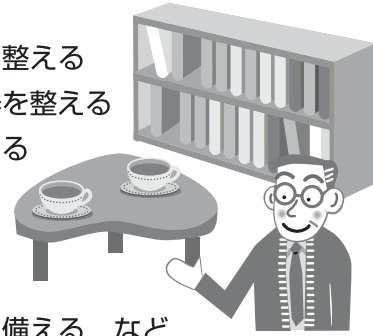
5 活動テーマに即した整備

これまで、コミュニティ施設といえば、あまり特徴のない、汎用性のある多目的スペースとしての会館、集会所がほとんどでした。多様な活動や行事が行われるコミュニティの事情を考慮するとやむを得ない面はあります。しかし、それが「場」の魅力のなさにつながってきたとも考えられます。

県民交流広場は、施設と活動を総称したものであり、取り組もうとする活動を前提に、それに求められる機能を施設に持たせることが必要です。モデル地域では、汎用性に配慮しつつも、それぞれの地域が取り組む活動に即した整備が行われています。

★モデル地域の実践ヒント

- ◇三世代のふれあい料理教室をするために調理設備を整える
- ◇趣味・特技の発表会ができるよう、ステージや音響設備を整える
- ◇地域の情報発信のためのパソコン・プリンタなどIT機器を整える
- ◇創作活動の発表のための展示パネルなどギャラリーをつくる
- ◇生涯学習の場となるミニ図書館をつくる
- ◇地域のたまり場になるよう喫茶スペースをつくる
- ◇都市部の留学生と交流するため、簡易宿泊設備を整える
- ◇環境教育を行うため、太陽光発電の仕組みがわかる装置を備える など



6 ユニバーサル・デザインへの対応

ユニバーサル・デザインとは、すべての人が利用できるように配慮されたデザインのことをいいます。地域で進む高齢化や国際化などをふまえ、高齢者、障害者、子どもなど、だれもが利用しやすい施設の整備が必要です。地域によっては、外国人への配慮（外国語標記など）が必要なケースも考えられます。

多くのモデル地域が、このユニバーサル・デザインに留意して整備に取り組みましたが、それでもモデル地域における広場利用者のうち、高齢者などへの配慮不足を指摘する声が3割ありました。ユニバーサル・デザインは広場に求められる基本要素であり、整備に着手する前に十分な検討が望まれます。

7 県民交流広場の規模

モデル地域では、多様な整備形態（改修、増築、新築）で、かつ多様な施設が活用されていること、また、施設の全体を広場としたり、他の目的の施設と合築となっているため一部だけを広場としたりしているため、規模は千差万別になっています。

いずれにせよ、活動内容や参加数に応じた適切な規模の確保が必要です。

8 資金の手当て

モデル地域の中には、県の助成金に加え、地域で積み立てた資金や市町、国の助成金を活用しているケースもあります。県民交流広場事業では、このような県以外の資金を併用することも可能です。

9 指定管理者制度の活用

これまで、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が、自治体の出資法人や公共的団体などに限られていました。しかし、平成15年の地方自治法の改正により指定管理者制度が導入され、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に委ねることができるようになりました。法人格のない地域団体も対象となります。

市町によっては、地域による主体的な公の施設の管理をめざし、県民交流広場の活用を機

★モデル地域の実践ヒント

に、地域が公民館などの指定管理者となることを推進しているケースもあります。モデル地域の中にも、指定管理者となっている地域推進委員会があり、利用料金を取るなどして住民による自立した運営が行われています。

10 親しまれ、活動が広がるような施設の運営

整備された施設をだれもが気持ちよく利用できるようにするため、基本的なルールや仕組みを確立しておくことが必要です。モデル地域の例をみると、次のような項目がポイントになります。

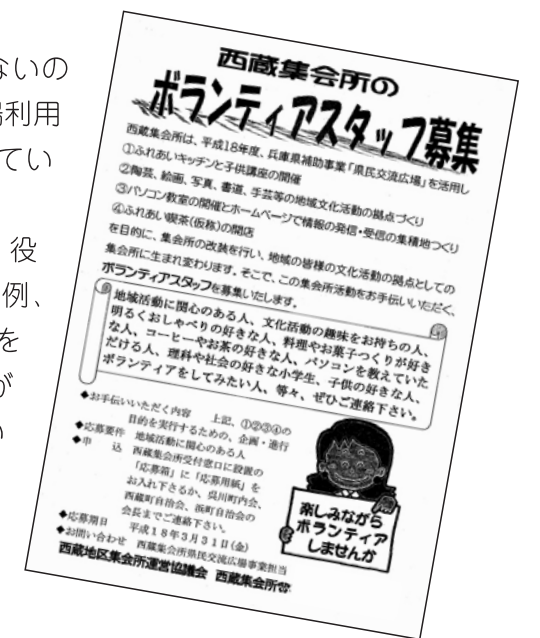


- ◇利用規約づくり：開館時間、利用申込手続きなど、地域の合意の下に利用上の約束事を明確にすることが大切です。特に特定の者や団体の利用が既得権化し、後発の活動やグループが利用しにくい状況にならないよう、調整するルールが必要です。
- ◇施設の開館時間：柔軟な利用ができるようにしましょう。
- ◇利用受付や鍵の貸し出し：利便性の高い手法が求められます。モデル地域では、利用予約にインターネットや電子メールを使うことを検討している例もあります。
- ◇使用料の徴収・支払い方法：資金面での自立のため、施設の使用料を取っている地域もあります。
- ◇設備・備品の適切な管理：県の助成金の取り扱いでは、備品などの種類ごとに最低限使用すべき期間が決まっています。
- ◇施設の清掃・維持管理：定期的な清掃をはじめ、維持・管理の仕組みづくりが必要です。なお、小学校の余裕教室を県民交流広場とする場合には、不審者侵入などに対する安全対策についても、学校とよく相談・調整することが必要です。

11 常駐スタッフ

県民交流広場に、常駐のスタッフがいるのといないのとでは大きな違いが出てきます。モデル地域の広場利用者の7割は、常駐スタッフがいらないのを不便と感じていますが、費用の問題、労力の問題があります。

常駐スタッフを置いているモデル地域をみると、役員など中心メンバーが交代で可能な範囲で詰めている例、無償ボランティアを活用している例、市町の助成金を生かして、有償ボランティアを置いている例などがあります。県民交流広場を地域のたまり場にしていく上で、常に人がいることは大切であり、何らかの方策が望まれるところです。



立ち上げから運営まで

立ち上げから運営まで